

保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる 『事業者選択型経営者保証非提供制度』のお知らせ

1 ご利用 いただける方

次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)

- (1) 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
- (2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
- (3) 次のいずれかを満たすこと
 - ① 直前決算において債務超過でない(※2)
 - ② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない(※3)
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
 - ① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
 - ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
- (5) 保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

※1 法人の設立後最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)及び(3)は問いません。
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合(3)は問いません。

※2 貸借対照表において「純資産の額 \geq 0」となること。

※3 損益計算書において「経常利益+減価償却 \geq 0」となること。

2 保証料率

ご利用いただける方(3)①及び②のいずれも満たす場合
所定の保証料率に**0.25%上乗せ**

ご利用いただける方(3)①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合
所定の保証料率に**0.45%上乗せ**

3 対象となる 保証制度

原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります

- ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険
- ・新事業開拓保険・事業再生保険

(注①) 本制度は、個別の保証制度ではありません。

(注②) 法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

お問い合わせ・ご相談窓口		電話番号	担当地域(お客様の主たる営業所在地)
神戸事務所	保証相談一課	078(393)3909	神戸市中央区
	保証相談二課	078(393)3913	神戸市東灘区、灘区、兵庫区、北区
	保証相談三課	078(393)3916	神戸市長田区、須磨区、垂水区、西区
阪神事務所	保証相談一課	06(6411)4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06(6411)4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡
	保証相談一課	079(289)3611	姫路市(区部を除く)
姫路事務所	保証相談二課	079(289)3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
	但馬支所	0796(22)5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡
淡路支所	0799(22)4493	洲本市、南あわじ市、淡路市	
西脇支所	0795(22)6775	西脇市、三木市、小野市、加西市、丹波篠山市、丹波市、加東市、多可郡	
加古川支所	079(424)1105	明石市、加古川市、高砂市、加古郡	

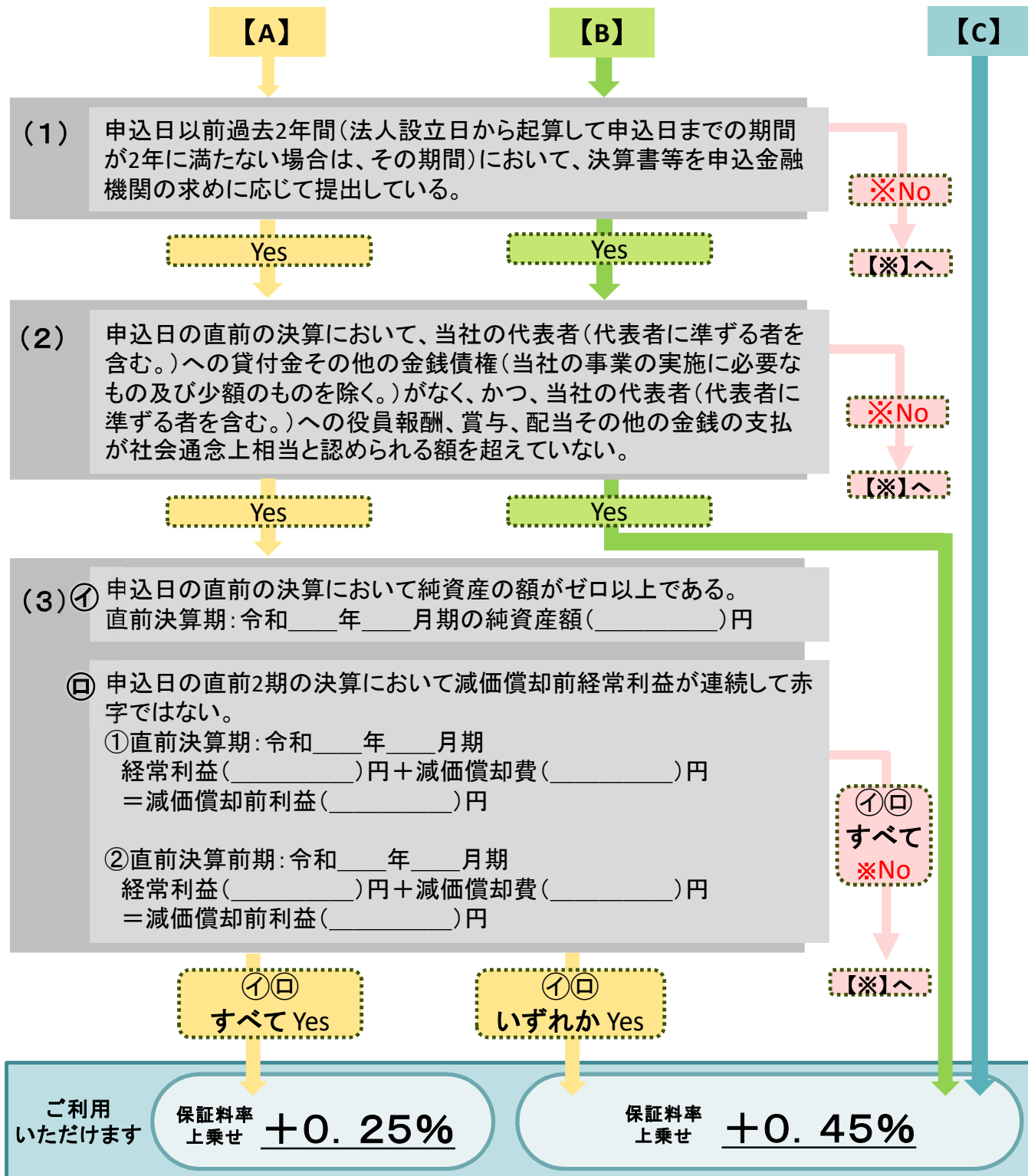




【ご利用いただける方(1)～(3)チェックリスト】

法人設立日後申告期限が到来している決算が2期以上ある。⇒【A】へ
 法人設立日後申告期限が到来している決算が1期のみある。⇒【B】へ
 法人設立日後申告期限が到来している決算がない。⇒【C】へ

< S T A R T >



【※】「Noが1つでもある場合」は、本制度をご利用いただけません。

ただし、経営者保証ガイドラインに該当する場合等においては、経営者保証を非提供とすることができる可能性がありますので、詳細は金融機関またはお近くの信用保証協会へお問い合わせください。